

平成 20 年度前期・岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程入学試験問題

講 座	法政理論、比較国際法政、 公共法政、司法政策
専門科目	行政法

医療法によれば、「病院を開設しようとするとき……は、開設地の都道府県知事……の許可を受けなければなら」ず（7条1項）、「都道府県知事……は、……許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第 21 条及び第 23 条の規定に基づく厚生労働省令の定める要件に適合するときは、……許可を与えなければならない」（同条4項）。そして、「都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院……を開設しようとする者……に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更……に関して勧告することができる」（30条の 11 [平 18 法 84・旧 30 条の 7 繰下・一部改正]）。なお、医療法上は、この勧告に従わない者を不利益に扱う制度は設けられておらず、勧告に従わない場合でも、病院の開設は可能である。

病院を開設しようとする者は、医療法 30 条の 11（旧 30 条の 7）の規定に基づいて病院開設中止勧告または病床数削減勧告を受けた場合に、これを不服として勧告の取消訴訟を提起することができるか。処分性要件についての最高裁の定式および最近の裁判例を参考にしつつ論述しなさい。

以上